

札幌市生涯学習センター運営協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 札幌市生涯学習センター（以下「センター」という。）の管理業務の実施に関して、管理運営水準の維持向上に向けて協議を行うため、札幌市生涯学習センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 協議会は、札幌市教育委員会（以下「委員会」という。）、指定管理者、利用者団体、外部有識者等から成る委員で構成するものとする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする（4月1日から翌年3月31日まで）。ただし、委員の再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委嘱)

第4条 委員は、センター長が委嘱するものとする。

(役員)

第5条 協議会に、委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、協議会を代表し、会議を総理する。

(会議)

第6条 協議会は、原則4カ月に1回程度必要に応じて、委員長が招集し開催する。

(謝金等)

第7条 委員に対する諸謝金の額は、会議への出席1回につき10,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、就任した委員から全部又は一部の諸謝金の受取り辞退の申出があった場合は、その全部又は一部の諸謝金を支給しないことができる。

3 委員には、協議会を行うために要する費用を弁償することができる。

(事務局)

第8条 協議会の庶務は、センターにおいて行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員会と協議の上定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。